注９　先進安全自動車（ＡＳＶ）……先進技術を利用して運転者の安全運転を支援するシステムを搭載した自動車であり、衝突被害軽減ブレーキ、ＡＣＣ（定速走行・車間距離制御システム）等の技術を搭載した車両が既に実用化されています。

第７章　高速道路での走行

高速道路とは、高速自動車国道と自動車専用道路をいいます。高速道路では、ミニカー、小型二輪車（注10）、一般原動機付自転車は通行できません。また、農耕用作業車のように構造上時速50キロメートル以上の速度の出ない自動車やほかの車を牽引しているため時速50キロメートル以上の速度で走ることのできない自動車も、高速自動車国道を通行することはできません。

注10　［略］

用語のまとめ

［注１～注７　略］

注８　中央線などがない一般道路……次のもの以外の一般道路をいいます。

⑴　高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外のもの

⑵　自動車専用道路

⑶　中央線又は車両通行帯が設けられている一般道路

⑷　道路の構造や柵などの工作物により自動車の通行が往復の方向別に分離されている道路

注９・注10　［略］

付表３　標識・標示の種類と意味

⑴　標識

ア　規制標識

種　　類	番号	表示する意味	色
［略］			
許可車両専用 	30の２	路線バス、貸切バスなどであつて、道路管理者の許可を受けたものが停留することができる施設の指定	同上

［加える。］

第７章　高速道路での走行

高速道路とは、高速自動車国道と自動車専用道路をいいます。高速道路では、ミニカー、小型二輪車（注９）、一般原動機付自転車は通行できません。また、農耕用作業車のように構造上毎時50キロメートル以上の速度の出ない自動車やほかの車を牽引しているため毎時50キロメートル以上の速度で走ることのできない自動車も、高速自動車国道を通行することはできません。

注９　［同左］

用語のまとめ

［注１～注７　同左］

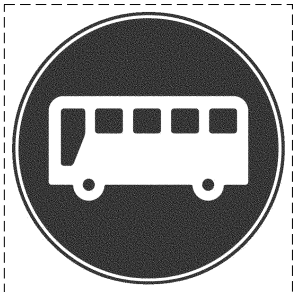
［加える。］

注８・注９　［同左］

付表３　標識・標示の種類と意味

⑴　標識

ア　規制標識

種　　類	番号	表示する意味	色
［同左］			
許可車両専用 	30の２	路線バス、貸切バスなどであつて、道路管理者の許可を受けたものが停留することができる施設の指定	同上